

役員報酬に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人電気学会定款第28条（報酬等）に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬等)

第2条 常勤の理事（専務理事をいう）には、総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2. 報酬とは別に通勤手当および旅費等を支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬は、原則として年俸制とする。

2. 年俸総額は、総会において定める総額の範囲内で、詳細は理事会において決定する。

3. 報酬月額は、年俸総額の12分の1とする。

4. 前項により支給する報酬月額を別に定める退職金算定の際の本給として取り扱う。

(報酬の支給)

第4条 報酬は、当月分をその月の20日に支給する。なお、支給日が休日のときは、その直前の出勤日とする。

(通勤手当および旅費等)

第5条 通勤手当は、この法人の職員給与規則第11条に従って支給する。

2. 旅費等は、この法人の事務局職員国内旅費規則および事務局職員外国出張旅費規程に従って参事相当として支給する。

(通常任期外の扱い)

第6条 通常総会によらず新たに役員となった者には、その月から報酬を支給する。

2. 通常総会によらず役員が退職し、または解任された場合には、その月までの報酬を支給する。

3. 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

(報酬等の支払い方法)

第7条 役員の報酬等は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2. 役員が報酬等の全部または一部につき自己の預金または貯金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第9条 この規程に関し、必要な事項は職員の例に準ずるものとする。

附則

1. 本規程は、平成15年3月5日、理事会において承認・制定。
2. 本規程は、平成15年3月5日より施行。
3. 本規程は、平成23年12月9日、理事会において一部改正し、一般社団法人電気学会の設立の登記の日から施行。
4. 本規程は、平成25年5月9日、理事会において一部改正。
5. 本規程は、令和4年10月6日、理事会において一部改正。
6. 本規程は、令和5年7月19日、理事会において一部改正。